

『経済学批判要綱』：貨幣の形態諸規定の展開を中心として

深町，郁弥

<https://doi.org/10.15017/4403406>

出版情報：経済学研究. 32 (4), pp.53-93, 1966-10-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

『経済学批判要綱』における貨幣論 (三)

——貨幣の形態諸規定の展開を中心として——

深 町 郁 弥

目 次

- 一 は し が き
- 二 『要綱』以前の貨幣論
——本質規定と形態諸規定での限界性——
- 三 貨幣の本質規定の確立
- 四 貨幣の形態諸規定の展開方法についての若干の予備的考察
- 五 価値尺度と流通手段〔以上『経済学研究』第三〇巻第二号〕
- 六 「第三規定」での貨幣(貨幣としての貨幣)
- 七 世界貨幣と国民的流通での貨幣の「特殊な実存諸形態」〔以上同誌第三二巻第二号〕
——国民的な価格の尺度標準と鑄貨・価値章標——
- 八 蓄蔵貨幣と支払手段〔以下本号〕
- 九 む す び

八 蓄蔵貨幣と支払手段

(一)

『経済学批判』、『資本論』では、貨幣論体系の展開は、価値尺度、流通手段に続いて、貨幣としての貨幣がそれに対応する第三の形態規定として位置づけられ、後者の機能規定ないしは存在様式として、貨幣蓄蔵、支払手段、世界貨幣が論じられていることは周知のとおりである。この貨幣論体系の構成にかんして価値尺度、流通手段、貨幣としての貨幣という形態諸規定の展開序列と、貨幣としての貨幣の形態規定に属する貨幣蓄蔵、支払手段、世界貨幣の序列とのあいだの関係、両者での「上向」の論理の異同、そこでの質的な差異などが当然問題とされざるをえないし、すでにある程度問題とされてきているところである。

ところで『要綱』においては、前稿までにのべてきたとおり、価値尺度―流通手段の形態規定の措定には「交換行為の体制」の支配する流通圏―社会圏という国民的流通ないしは国内市場の抽象的規定が媒介規定として対置され、さらに国民的な価格の尺度標準、鑄貨にはじまる貨幣の国民的形態諸規定の措定には、右の単純流通段階での国民的流通を形成する個々の生産者のとり結ぶ私的な交換関係の外化としての抽象的な国家、権力が媒介規定としてあたえられている。そして続いて世界貨幣が貨幣としての貨幣―「第三規定」での貨幣の「概念の一般性に照応する」歴史的・現実的な「もっとも適当な存在様式」(Gr. S. 885. 邦訳 V、一〇〇三ページ)として、さきの貨幣の国民的形態諸規定との対照においてその普通的性格が示されたのであった。むしろ世界貨幣においてその歴史的・現実的な「存在様式」を見いだす貨幣―一般的等価のうちに内的に統一されている諸規定が、国民的流通を形成する流通の特殊な発展と国家の貨幣

流通への干渉を媒介として「特殊化」するところに貨幣の国民的形態諸規定があたえられる、という論理構造がとられているというべきであろう。世界貨幣の一般性と国民的形態諸規定の特殊性とがあざやかに対置せしめられているのである。『要綱』においては、このように貨幣としての貨幣Ⅱ「第三規定」での貨幣は、なによりもまず世界貨幣において把握され、貨幣の国民的形態諸規定との対比においてその性格の規定がなされるわけである。貨幣蓄蔵、支払手段については、むしろ世界貨幣に続いて、またそれとの対比、関連のうちに叙述が行なわれるかたちをとっている。『要綱』に収録されている論稿は、『経済学批判』の原初稿の断片」をも含めて発表を目的として書かれたものでなく、まさにマルクスの思考そのままを表出した「草案」であるから、この「第三規定」での貨幣についての叙述の順序を形式的にそれほど重要視できないのはいうまでもないことであろう。しかしながら、逆にそれゆえにこそ、マルクスの思考の糸を辿って、叙述様式の点で整序された『経済学批判』、『資本論』での貨幣蓄蔵、支払手段、世界貨幣という展開序列のもつ意味、さらにはより一般的に貨幣の形態諸規定のあいだの関連を明らかにする手がかりも見出しうるともいえるであろう。

したがって、以上のような『要綱』での展開序列を念頭において考察を進めるとすれば、まず明らかにされねばならないのは、貨幣蓄蔵、支払手段が、世界貨幣と同じく「第三規定」での貨幣の存在様式ないし規定にあるということであろうが、それとともに問題としてあらわれるのは、貨幣蓄蔵および支払手段においてはその機能規定が、世界市場と対比される国民的流通にかかわりをもつものとして展開されているということである。この二つの点は次のような叙述に看取できるであろう。

「国際的交換手段および支払手段として役だつという貨幣の規定は、実際には貨幣一般、一般的等価物——したがっ

てまた蓄藏貨幣でもあり、支払手段であるという規定に、さらにつけ加わる新たな規定では決してない。一般的等価物という規定のなかには、貨幣が世界鑄貨として真にはじめて実現される一般的商品としての概念規定がふくまれている。金と銀とが……一般に貨幣としてあらわれるのは、まず国際的支払手段および交換手段としてであり、そして金銀の一般的商品としての概念が抽象されるのは、金銀のこの現象からなのである。」(Gr. S. 881. 邦訳V、九九八〜九ページ)

ここでは国際的交換手段および支払手段として機能する世界貨幣が、蓄藏貨幣、支払手段と「第三規定」での貨幣という形態規定を同じくすることがいわれているわけである。だが続いて後半の部分では、前述したような貨幣の国民的形態規定との対比における一般性への示唆もなされている。ところで、この世界貨幣としての存在様式、機能から区別して展開される蓄藏貨幣および支払手段が国民的流通とのかわりにおいて問題とされるということは、次の一節においても読みとれることである。

「金銀が鑄貨として、たんなる交換手段として役だつところでは、それは同時に、価値の完全価値ある代表物として役だっている。しかし金銀のその他の諸機能は、蓄藏貨幣の形態(それが将来のための素材的に保証された生活手段の備蓄として理解されようと、または富一般として理解されようと)でか、それとも一般的な、交換者の直接的欲望からは独立し、ただ彼らの一般的欲望だけを、あるいは彼らの無欲をも充足させるような支払手段としてか、一般に貨幣として役だつばあいのその同じ諸機能である。」(Gr. S. 882. 邦訳V、一〇〇〇ページ、傍点—引用者)

引用の後半に示される「第三規定」での貨幣の形態諸規定、諸機能において、蓄藏貨幣および支払手段を把握するところがここでの強調点であろうが、冒頭の部分は、蓄藏貨幣、支払手段が世界貨幣と区別して取扱われるのは、国民的流通との関連においてであることを示唆したものと読むことができるであろう。ここではまだその端緒が示唆されている

にすぎない。

だがさらに、小論での課題を予示するという意味をこめて若干のべておくとするれば、論理的には、蓄蔵貨幣、支払手段の展開は、国民的流通を形成せしめ、それを世界市場での商品交換の様式と区別するところの、不断に更新する過程 $W-G-G-W$ の成立、およびそれに対応するたんなる交換手段から流通手段への貨幣の形態規定の展開などを直接的な前提として行なわれるのである。ちなみにこの点に、前述のように、世界貨幣の機能が国際的交換手段および支払手段としてあらわれるにもかかわらず、それと区別して流通手段だけでなく、支払手段も独立の項目として取扱われる理由が存在するのである。

ところで、このように蓄蔵貨幣、支払手段を国民的流通との関連において、また流通手段としての形態規定を前提として展開すべきだとすれば、流通手段の形態規定、また価格の尺度標準において貨幣が国家の強力的干渉を媒介として受けとる特殊な国民的形態規定の措置を前提として、そのうえでかかる蓄蔵貨幣、支払手段の存在様式ないしは機能が論じらるべき新たなより高次の理論的領域が開かれることになるであろう。そうした問題領域の存在は、周知のように、マルクスが『資本論』において、貨幣としての貨幣の機能諸規定のうち、貨幣金とその「代理者」によってはたしうる機能があることを指摘していることからもうかがえるであろう。³⁵⁾ それは貨幣としての貨幣Ⅱ「第三規定」での貨幣の機能規定の、国民的流通で固有に展開する貨幣の特殊な国民的形態規定を媒介とする現象形態であり、流通手段の象徴での代位そのもの問題とは異なって、ここでは本来の貨幣との関連がその「代位」にもなって問題とならざるをえないのである。マルクスが、これまでふれてきたように、世界貨幣を「第三規定」での貨幣の「もっとも適当な存在様式」といい、本源的な貨幣形態の一般性をそこに見出したのは、それ以外の蓄蔵貨幣、支払手段においては右のような

貨幣の国民的形態規定の措定を媒介とする形態上の制約がありうることを含意してのことであつたといつてよいであろう。そしてこうした点にこそ『経済学批判』や『資本論』において貨幣としての貨幣の機能規定ないしは存在様式が、蓄蔵貨幣、支払手段、世界貨幣という順序において展開されている理由を明らかにする手がかりも見出されることなるのである。

(35) 『資本論』の「貨幣」の冒頭では、貨幣としての貨幣が価値尺度と流通手段との統一であることを述べたのち、次のように続けられている。

「金が貨幣として機能するのは一方では、その金の（または銀の）肉体のままで、したがって貨幣商品としてあらわれなければならない場合、すなわち価値尺度の場合のようにたんに観念的にでもなく、流通手段の場合のように代理可能にでもなくあらわれなければならない場合であり、他方では、それ自身によつておこなわれるか、代理者によつておこなわれるかを問わず、その機能が、それを唯一の価値姿態または交換価値の唯一の適当な定在として、たんなる使用価値としてその他のすべての商品に對立させて、固定する場合である。」(Das Kapital, Bd. I, S. 135. 国民文庫(1)、二二四ページ、岩波文庫(一)、二四三―四ページ。強調は原文による。)

(二)

すでに明らかかなように、蓄蔵貨幣、支払手段、世界貨幣という存在様式ないし機能規定が包括される「第三規定」での貨幣の形態規定は、価値尺度と流通手段の統一として措定された。『要綱』での展開の特徴は、それが単純な商品流通 $W-G-W$ に対して置かれるもう一つの流通形態 $G-W-W-G$ との関連において、商品世界に對峙するところの、それ自身が「自己目的」たる価値の自立的姿態たる規定性が示されたことにある。「流通」の「特殊形態」 $G-W-W-G$ の形式は、「生産」が交換価値に立脚する生産であり、また「流通」が総体としての「生産」の「特殊な契機」とし

て位置づけられること、すなわち両者が総生産過程を構成する必然的契機としてあらわれることを想定していた。そしてこうした「流通」の単純流通 $W-G-W$ よりは高次の規定性の想定に関連せしめて、「第三規定」での貨幣の自立性と「自己目的」となるという規定性があたえられたのである。それは、「もはや商品、価格、流通との関連」をもたないたんなる金銀の堆積ではなく、「流通への否定的関連にすぎないが、つねに流通への関連」(Gr. S. 180. 邦訳 I、一三七ページ)にたつかぎりにおいてそうした規定性にあるのである。つまり致富欲の対象としての「第三規定」での貨幣、一般的富の追求は、総生産過程の一契機として位置づけられることによって、更新する過程としてあらわれる「流通」からの貨幣の引揚げとその投入の反覆を通じて行なわれ、それによってその形態規定での貨幣の流通にたいする自立性が維持されるわけである。「貨幣としての貨幣」の規定性の措定は、「資本としての貨幣」の規定性を想定して行なわれたのであった。しかし、貨幣蓄蔵は、その貨幣としての単純な形態規定を問題とするかぎり、単純な商品流通 $W-G-G-W$ の中斷、 $W-G$ が孤立して遂行され、 $G-W$ によって補完されない、ということから直接的には導かれなければならない。この点については、すでに引用したところであるが、次のようなマルクスの限定の言葉に明らかである。「……単純流通においては、貨幣が一般に生産的なものとしてあらわれるかぎり、流通が一般にそれ自体生産組織の一契機としてあらわれるかぎり、こうした規定はせいぜいわれたい、というものであって、いまだ貨幣について措定されているのではない。」「しかしここでは、なおわれわれはこうした規定を取扱うべきではなく、貨幣を単純に、貨幣が自立した貨幣としての第三の関連で流通から出てきたその姿で、本来的にさきの両規定から出てきているその姿で、考察すべきである。」(Gr. S. 131. 邦訳 I、一三八ページ。強調は原文による)

次の貨幣蓄蔵にかんする一節は、まずこのような視点にたつて展開されたものとして理解されなければならない。

「貨幣は商品の価格のたんなる実現——そのばあいには特殊な商品がつねに本質的なものである。——としての自己の否定である。むしろ貨幣は、自己（貨幣）自身のうちに実現した価格となり、そうしたものとして一般的富の物質的代表物となっている。

貨幣はまた、それが交換価値の尺度であるにすぎないという規定では否定されている。なぜなら貨幣自身は、交換価値の適当な実在であり、しかも交換価値の金屬的定在のかたちでの実在であるからである。尺度規定はここでは貨幣自体に措定されなければならない。貨幣はそれ自身の単位であつて、貨幣の価値の尺度、富としての、交換価値として貨幣の尺度は、貨幣がそれ自身によつて表示する量である。貨幣自身の尺度単位の数。尺度としては貨幣の数はどうでもよかつたし、流通手段としては貨幣の物質性、貨幣の単位の素材はどうでもよかつた。この第三規定での貨幣としては、一定の物質的量としての貨幣自体の数（たとえばポンド数）が重要である。一般的富としての貨幣の質が前提されれば、量的区別以外の区別はもはや貨幣にはない。貨幣は、貨幣自身の一定量が所有される数の多いか少ないかに応じて、一般的富の大小を表わしている。貨幣が一般的富であれば、人はそれを所有することが多いほど、ますますその人は富裕であり、そして唯一の正しい過程は貨幣の蓄積である。貨幣の概念からすれば、貨幣は流通からぬけ出てきたのである。いまや流通からのこの脱出、貨幣を貯蔵すること、が、致富欲の本質的对象として、致富の本質的過程としてあらわれる。私は金銀で一般的富をその純粹な形態でもつており、私がそれを蓄積すればするほど、ますます私は一般的富を領有することになる。金や銀が一般的富であるとしても、定量としては、その一定程度においてだけ、つまりその名にふさわしくないかたちで一般的富を代表している。全体はつねに自分自身をのりこえてそれ以上に進まなければならぬ。金銀の流通からの反覆する引揚げとして示されるこうした蓄積は、同時に流通にたいして一般的富の安全保

障である。流通にあつては、一般的富はつねに特殊な、結局は消費されて消滅する富と交換されて失われていく。」(G. S. 871~2. 邦訳 V、九八八ページ。強調は原文による)

もはやくりかえすまでもないが、強調されているのは、「第三規定」での貨幣が「一般的富」として「致富欲の本質的対象」であることを前提として、貨幣蓄蔵はそのような貨幣の流通からの反覆引揚げ、すなわち単純な商品流通 W—G—G—W の W—G における中断により形成されることである。その単純な形態規定にかんするかぎり、このような流通の中断、引揚げだけが貨幣蓄蔵を展開するのに必要な過程なのである。そしてこの点が、蓄蔵貨幣を同じく「第三規定」での貨幣に属するものでありながら、たとえば支払手段としての機能規定にあるばあいとを区別せしめる契機にはかならない。前者での流通過程の外部への引揚、自立にたいして、後者では、のちにのべるように、貨幣が流通過程の内部において自立した「第三規定」での貨幣としてあらわれるからである。

ところで右の引用においては、貨幣が「一般的富」として「致富欲の本質的対象」であり、そのようなものとしての貨幣の流通からの反覆引揚げが貨幣蓄蔵形成の契機とされているわけであるが、その行為の反覆、継続のための条件としては、商品のたえざる販売が先行していなければならない。商品がたえず流通に止められていなければならない。「商品所有者は、彼が商品として流通にあたえたものだけを、貨幣としてそこからとりもどすことができる。だから、たえず販売すること、諸商品をあとからあとから流通に投じることが、商品流通からみた貨幣蓄蔵の第一条件である。」(Zur Kritik der politischen Ökonomie, Dietz Verlag, S. 135. 国民文庫、一五六ページ)

このような貨幣蓄蔵形成の契機の展開には、単純流通の段階を想定したばあいの限定条件がきびしくあらわれている。右の商品の継続的販売、投入のためには、それに先立って貨幣の「流通」への反覆投入が前提として必要なわけ

あるが、そのようにいうとすれば、もはや単純流通の段階をこえて、「流通」を反覆し更新する過程としてあらわれさせる総生産過程を、したがって「資本としての貨幣の規定性」を取扱い、貨幣の「流通」への積極的関連を問題にすることになるわけであるから、たんなる形態規定を取扱うこの段階ではその点への展開は注意深く止められているのである。だが、いまその点にまで若干考察の領域を広げるとすれば、貨幣蓄蔵の「流通」からの反覆引揚げによる形成は、商品の継続的販売、投入のために先行する貨幣蓄蔵の取崩しによる貨幣の「流通」への投入を必要とするわけであるから、そこには発展したブルジョア社会においては貨幣蓄蔵そのものの否定としての資本の規定性においてこそ価値の「自立した姿」があり、そのようなかたちでのみ致富欲がみたされることが、すでに端緒的に示唆されているといえよう。ちなみにマルクスは、世界貨幣を取扱ったさいにその「第三規定」での貨幣としての単純な形態規定をまず「ブルジョア社会の幼年期」における歴史的現象から抽象してきたのと同様に、蓄蔵貨幣にかんしても、貨幣蓄蔵の本源的形態において蓄蔵貨幣の単純な規定を示し、そのうえで総生産過程の必要により規定される「貨幣蓄蔵の近代的諸形態」への推転、その機能展開を示すのであるが、そのばあい右の点は、この推転、機能展開を行なわしめる内的動因にかかわるものとして注意さるべきであろう。まず貨幣蓄蔵そのものの定在の止揚、価値増殖運動への可及的投入は資本の必然的傾向だからである。「自立化した交換価値—交換価値の絶対的存在が、交換価値の交換からとりさられた存在でなければならぬということは、事実上一つの矛盾である。」(Gr. S. 919. 邦訳Ⅴ、一〇四〇ページ) 経済学批判体系の上向過程における資本の形態諸規定の展開に対応して、蓄蔵貨幣はその存在様式を具体的に示されてくるのであるが、右の点はその出発点にはかならない。具体的展開は後述するところである。

ところで、貨幣蓄藏の本源的形態とその「近代的諸形態」とは次のように展開されている。

「貨幣は一定の欲望の対象ではないから、流通に抑留されないで遊休する適当な等価物としては、それは、将来のための生活手段の備蓄であり、保障である。つまり貨幣は、欲望をもたない人が富を所持する形態、すなわち過剰物、使用価値としては直接必要のない富の部分が所持されるといった類の形態である。将来の欲望の保障であるとともに、所要をこえる富の形態である。」(Gr. Ss. 885-3. 邦訳 V、1000ページ) ここでは貨幣蓄藏の本源的形態が歴史的現象のなかから抽象され、生産力の発展に対応する社会的な剰余Ⅱ富の抽象的な保有形態であり、「将来の欲望の保障」であることが示されている。

次の一節ではこうした形態だけでなく、「近代的諸形態」への言及があらわれている。

「なおまた貨幣蓄藏、すなわち流通からの貨幣の引揚げと一定の場所でのその集積は、多様なものであるということが明らかである。——購買と販売との分離という単純な事実から、すなわち単純な流通そのものの直接的な機構から生じる一時的な蓄積、貨幣の支払手段としての機能から生じる貨幣の蓄積。さいごに抽象的富としての貨幣を堅持し、保管しようと欲する本来の貨幣蓄藏、あるいはまた、直接的欲望をこえる現存する富の剰余としての、また将来への保障ないしは流通の不可抗的な梗塞の頻発するばあいへの保障としての貨幣蓄藏。交換価値の独立化、その妥当な定在が、もはや金としての直接的形態でしかながめられないこの後の諸形態は、ブルジョア社会ではしだいに消滅する。反対に、流通の機構そのものから生じ、その機能を遂行する条件となる貨幣蓄藏の近代的諸形態が、大いに発展する。もつともその形態はさまざまであるが、こうした形態は銀行制度で考察すべきである。」(Gr. Ss. 886. 邦訳 V、1004ページ)

「交換価値の独立化、その妥当な定在が、もはや金としての直接的形態でしかながめられない」ところの本源的な貨幣蓄蔵にかわって、「貨幣蓄蔵の近代的諸形態」がブルジョア社会においては発展するというのである。そしてその内容として指摘されているのは、単純流通で展開されたる購買手段、支払手段、世界貨幣の機能諸規定との関連で、それらを遂行する条件となる貨幣蓄蔵の諸形態である。さきの引用文に続いて次のようにのべられている。そのさい貨幣の流通必要量との関連での「貯水池」の機能が明示されるにいたる。

「単純な金属流通の基礎の上では、だが次のことが明らかである。……流通の過程、社会的物質代謝の過程はさまざまの形態での現金の金銀を遊休する蓄蔵貨幣として沈澱さすということ、しかしこのような蓄蔵として存在する貨幣の部分はずその要素を変えており、社会の全表面では貨幣の諸部分のあいだにたえまない交替がおこなわれて、これら諸部分はこの機能をはたすかと思えばあの機能をはたし、蓄蔵から国内、国際の流通に移行し、あるいは流通から蓄蔵貨幣貯水池に吸収されたり、奢侈品に転形されたりするが、流通手段としての貨幣の機能は、この沈澱物によってはけって制限されはしないということである。貨幣の輸出入は交互にこうしたさまざまの貯水池を空にしたり満たしたりするが、それは国内流通で価格総額の騰落によっても生じる。そのばあい流通自体に必要な貨幣量は、金銀の過剰によってその標準以上に膨張することもなければ、標準以下に減少することもない。流通手段として不要なものは、蓄蔵として吐きだされ、流通手段が必要になると、蓄蔵貨幣は流通に吸収される。」(Gr. SS. 886~7. 邦訳 V、一〇〇四~五ページ) また次のような要約的な表現も見いだされる。

「貨幣蓄蔵が流通のうちでもつ唯一の実存、経済的実存は流通手段(購買手段と支払手段の両形態で)の機能のための補助的な実存であり、——通貨の膨張と収縮とを可能にする(したがって一般的商品としての貨幣の機能を可能にす

る)貯水池を形成することである。」(Gr. S. 919. 邦訳V、一〇四〇ページ)

以上のように、マルクスは貨幣蓄蔵の本源の形態から「近代的諸形態」への推転を論じる過程において、「致富欲の本質の対象」であり、「将来への保障」ないしは「流通の不可抗的な梗塞にたいする「保障」となるという規定、そして流通手段(購買手段)、支払手段、世界貨幣という貨幣の諸機能規定との関連で展開される、それらの準備金をなす「貯水池」の機能規定にまで及んでいるのである。そして単純流通を前提としているこの段階においては、蓄蔵貨幣の右の機能諸規定は「第三規定」での貨幣——流通を離脱し商品世界にたいして抽象的富Ⅱ交換価値として対立固定したものである——のうち内包・統一されたものとして論じられているのである。単純流通段階で貨幣をその本源の形態たる貴金屬を対象として取扱うばあい、まず確認されなければならないのはまさにこの点にはかならない。

ところで、『要綱』の貨幣論における蓄蔵貨幣についての体系的展開は以上につきるのであるが、マルクス自身さきに引用した一節において、「貨幣蓄蔵の近代的諸形態」は究極的にはブルジョア社会の発展した「銀行制度」のもので考察されるべきことを示唆していた。信用・銀行制度は、国民経済Ⅱ社会的再生産過程における、資本の最高の発展形態である。そのもとの貨幣蓄蔵の様式、形態にかんしては、前述した単純流通の段階における本来の貴金屬での貨幣蓄蔵において内包・統一されていた機能諸規定が、どのように分裂せしめられ、媒介された諸形態であらわれてくるか、ということが問題となるであろう。結論を先取りすることになるが、たとえば、さきの致富欲の「対象」であり、「保障」であるという貨幣蓄蔵のもっとも本来的な機能規定は、その一つの存在形態である金銀製品などのいわゆる「審美的形態」としてまず存続することはいうまでもないが、それを別とすれば、資本の利子生み資本としての形態規定を前提とするばあいには、銀行預金や種々の擬制資本などのたんなる債務請求権の形態のうちに止揚されてくることに

(96) なる。また、貨幣の流通手段、支払手段としての機能規定との関連で展開をみた貨幣蓄蔵の「貯水池」の機能は、信用・銀行制度のつくり出した流通用具たる信用貨幣の流通をあたえられたものとすれば、総生産過程の流動性が維持され、信用・銀行制度の動揺が生じないかぎりでは、信用・銀行制度における信用貨幣の増減機構のうちに止揚されることになる。中央銀行券にいたればこの点はさらに明確になる。これにたいして世界貨幣準備金としての蓄蔵貨幣は、實際的信用制度の発達にともない、相対的に節約、縮減されてはいくが、その機能自体の他の諸形態による代位をいうことができないことは明らかであろう。

こうした現象は、一方における信用制度の発達に対応する国民的流通領域での蓄蔵貨幣としてあらわる「第三規定」での貨幣の節約、集中——究極的には中央銀行に集中される国民的金属準備の形態をとる——と、単純流通段階で「第三規定」での貨幣に内包・統一されてきた蓄蔵貨幣の機能諸規定が分裂せしめられて、信用制度の諸規定のうち止揚され、保持せしめられていった結果を示すものにはかならない。さきに貨幣蓄蔵の媒介された諸形態といったのは、右のような現象全体を含めてそうだったのであり、マルクスのいう「近代的形態」を明らかにするためには、こうした媒介された形態が問題とされねばならないであろう。

しかしながら、われわれは、単純流通段階での蓄蔵貨幣の単純な「第三規定」での貨幣としての形態規定から、ただちに右のような発展したブルジョア社会での信用・銀行制度のもとでの具体的な諸形態へとび移ることはできない。前者から後者へいたるためには、そのあいだに介入する経済的諸範疇が明らかされ、それに立脚して、具体的な諸形態を指定するための媒介諸規定が提示されなければならないのである。

その一つが、信用・銀行制度そのものであることは、これまでの行論からすでに明らかであろう。だが信用・銀行制

度は、資本の最高の発展した形態として、競争とともに、そしてそれに続いて、直接的生産過程における資本の一般的概念規定を内包する個別諸資本の、再生産過程における相互的關係、行動による流通時間の止揚の機構として経済学体系上の位置づけをあたえられている。「……資本の必然的傾向は、流通時間をもたない流通であり、そしてこの傾向は信用と資本の信用機構との基本規定である。」(Gr. S. 551. 邦訳Ⅲ、六〇八ページ。強調は原文による)したがってこのような系譜にそって銀行・信用制度を措定していくためには、流通過程を媒介規定とすることによってあたえられる資本の貨幣資本、商品資本、生産資本、さらに固定資本、流動資本といった形態諸規定、そうした諸規定を媒介として可能となるところの生産と流通との統一としての資本の循環・回転において、機能している貨幣資本、ないし遊休し失業している貨幣資本の存在形態としての蓄藏貨幣の諸形態——それは資本の循環・回転の条件をなしてはいるが、価値創造・増殖にとつては否定的・制限的契機にはかならない——などの諸契機の展開がまず行なわれなければならないのである。まさにこうした蓄藏貨幣の存在、その個別資本相互間の行動による節約が、信用・銀行展開の動因を構成するものにはかならないのである。⁽³⁷⁾しかしながら、以上のような問題の詳細な展開は信用制度を考察する別の機会に譲りたい。

小論で強調しておきたいのは、貨幣蓄藏の高度な媒介された諸形態——具体的な諸形態——を措定するためのもう一つの媒介規定として、「国家」規定が指摘されなければならないことである。稿を重ねてきた小論での強調点の一つは、貨幣の形態諸規定の展開にさいして「国家」の第一次的・抽象的な規定がどのようななかかわりをもつか、ということであった。『要綱』に貨幣の形態諸規定展開の場を求めたのもそうした点からであった。

さて、ブルジョア社会の信用・銀行制度のもとでは、金銀製品という「審美的形態」や、主として世界貨幣準備金という機能に縮約される本来の「第三規定」での貨幣そのものの存在形態としての蓄藏貨幣を一方の極としながら、他

方では、蓄蔵貨幣の持つ機能諸規定が、それぞれに分裂せしめられて、致富欲の「対象」であり、「保障」であるという機能規定はたんなる名目的な貨幣請求権—債権の積み立ての形態のうちに止揚され、「貯水池」の機能規定は、信用・銀行制度における信用貨幣の増減機構のうちに止揚されていくことはすでにのべたところである。ところで、このような諸形態についていえることは、それが貨幣の特殊化された国民的形態規定を媒介規定としていることである。すなわちこのばあい、たんなる貨幣請求権にしる信用貨幣にしる国民的形態の尺度標準にもついた国民的計算貨幣でその支払約束が形成されており、そして現実の支払いが行なわれるばあい、それは国民的鑄貨によってなされるという制約を有しているのである。このことは指摘するまでもないほど明らかなことである。一言しておけば、こうした制約は国民的な価格の尺度標準の確定性を保証する諸措置が有効に機能しているかぎりはならん問題を生ぜしめるものではないであらう。

われわれは『要綱』での叙述にしたがって、このような貨幣の特殊化された国民的形態規定の問題を、単純流通段階で追究してきたのである。ゆえに、右のような、もっとも発展した信用・銀行制度のもとの媒介された諸形態への手掛りを、ふたたびそうした領域のうちに求めてみたい。たとえば次のような叙述が見いだされる。それは「第三規定」での貨幣の歴史的・現実的な「もっとも適当な存在様式」たる世界貨幣——金銀——に、「国家権力がその背後にあるばあいだけに」通用する価値章標を、単純流通段階での国民的流通における「特殊化」の完成形態として対置している一節に続くものである。

「鑄貨は、そのものとして、すなわちたんなる価値章標として孤立化されると、ただ流通を通じてだけ、そして流通のなかだけにあるのである。蓄積されるばあいでさえ、それはただ鑄貨として蓄積されうるにすぎない。なぜならその

力は、国の境界でなくなるからである。流通の過程自体から生じ、本来は流通の休止点であるにすぎないところの、つまり流通のための一定の鑄貨準備 (Vorrat von Münze) としての、ないしは国内鑄貨 (Landesmünze) 自体で行なわなければならない支払準備金 (Reserve für Zahlungen) としての貨幣蓄蔵の諸形態以外には、ここで貨幣蓄蔵一般は、したがって本来の貨幣蓄蔵は問題になりえない。なぜなら価値章標としての鑄貨には、たんなる象徴的価値ではなくて、その社会的機能のほか価値そのものの直接的定在であるがゆえに、一定の社会的関係から独立した富であるという、貨幣蓄蔵の本質的素因が欠けているからである。だから価値章標がそのような章標であることのためにそれを制約している諸法則は、金属貨幣を制約するものではない。なぜなら金属貨幣は鑄貨の機能に閉ぢこめられていないからである。」 (Gr. S. 886, 邦訳 V, 一〇〇四ページ)

この一節は、従来『要綱』段階においてマルクスが「鑄貨準備」を貨幣蓄蔵のなかにいれている例証として指摘されてきている。『経済学批判』においては、「鑄貨準備」(Münzreserve) について、鑄貨が不斷に流通するためには、鑄貨の他の部分が流通を一時停止して、「停止させられた鑄貨 (suspendierte Münze)」として存在することを条件とすることをのべ、それを鑄貨流通の技術的条件として規定し、蓄蔵貨幣から——本来の蓄蔵貨幣とも、支払準備金と——いう機能規定における蓄蔵貨幣とも——範疇的に区別しているのである (Zur Kritik, S. 133, 146, 157, 国民文庫, 一五三—四, 一六九, 一八三ページ)。ところが引用の一節では、そこでの「Vorrat von Münze」と『経済学批判』での「Münzreserve」という用語の相違はあるけれども、前後の文脈からみて明らかに「鑄貨準備」と規定されてしかるべきものが、「本来の貨幣蓄蔵」とは区別されながらも、「国内鑄貨自体で行なわなければならない支払準備金」とならんで「貨幣蓄蔵の諸形態」を構成するものとして取扱われているのである。ここにはたしかに原典解釈上の一つの

問題が提示されている。しかしながら、問題にたいする接近は、前掲の一節が、その全体の文脈からみて明らかなおおりに、本来の「第三規定」での貨幣たる世界貨幣にたいして、国民的流通での貨幣の国民的形態たる鑄貨を前提として展開されていることを念頭において行なわれなければならない。鑄貨形態は、本来国家が確定された国民的な価格の尺度標準にしたがって、国民的流通で機能する流通手段の規定性にある貨幣片に定められた金属内容を保証する技術的事務である。だがこの鑄貨形態の賦与は、また国民的流通内部における流通手段の価値章標としての「特殊化」の出発点でもある。引用文中での鑄貨があとの規定性においてとらえられていることは、文中にある「価値章標としての鑄貨」という言葉からも推察できることである。そのように考えうるとすれば、右の個所ではマルクスは、このような「価値章標としての鑄貨」による「貨幣蓄藏」を論じていることになるが、それは、まさしくそれ自身が「価値そのものの直接的定在であるがゆえに、一定の社会的関係から独立した富」であるという規定性、「貨幣蓄藏の本質的素因」を欠いたものにはかならないわけである。全体の文脈からみれば、「鑄貨準備」と「国内鑄貨自体で行なわなければならない支払準備金」とを対等に併置して、それらから構成されるものとして「貨幣蓄藏の諸形態」をいうのは、鑄貨を価値章標としての規定性ととらえるという展開線上においてなされたものというほかはない。

したがって以上の考察から明らかなのは、まず第一に、マルクスが、それ自身が価値の自立的姿態、すなわち「貨幣蓄藏の本質的素因」をもつ「本来の貨幣蓄藏」との区別において、そうした「本質的素因」を欠いたものをも「貨幣蓄藏の諸形態」をいうさいに包括せしめていることである。そして第二に、このような展開を行なわしめる媒介規定として国民的流通で展開する貨幣の国民的形態規定を介在せしめていることである。ここでは「本来の貨幣蓄藏」において内包・統一されていた機能諸規定が、貨幣の国民的形態規定を媒介として分裂せしめられる、ということの端緒があ

らわれている。さらに前掲引用の一節にかかわらずいえば、本来、支払手段としての貨幣が流通過程内部での価値の自立的姿態であることにもなつて、支払準備金はやはり価値の自立的姿態たる貨幣蓄藏と規定されなければならないのであるが、国民的流通で支払手段としての貨幣の機能規定が、そこでの流通の連続性と国家の強力的干渉を媒介として成立する貨幣の国民的形態、たとえば価値章標によって「代理」されるようになれば、それに対応して支払準備金もそうした「代理者」によって遂行されるようになるのである。だがこのばあいには、当然支払手段準備金の流通貨幣量調節の「貯水池」としての機能規定は欠落することになり、それは「鑄貨準備」と同様な規定性にあるものといわざるをえない。問題はまさにそのようなものをマルクスが「貨幣蓄藏の諸形態」に包括している点にあったのである。

以上、『要綱』段階におけるマルクスの叙述を手がかりに、貨幣蓄藏の媒介された諸形態を展開する媒介規定として貨幣の国民的形態規定が考察されねばならないことを指摘してきた。その信用・銀行制度のもとの具体的形態に到達するためには、はじめにのべた資本の形態諸規定の指定に対応する貨幣蓄藏の諸形態、それらに立脚する信用・銀行制度の展開が、さらにもう一つの媒介規定として必要なことはいうまでもない。だが、単純流通段階での貨幣の国民的形態規定を媒介とする「貨幣蓄藏の諸形態」への接近も以上の展開でおわるわけではない。のべてきたような「諸形態」が、「本来の貨幣蓄藏」の内包する機能規定を「代理」しうるゆえにそういわれたとしても、それが「貨幣蓄藏の本質的素因」を欠落しているということにもなつて、前節で『資本論』での指摘に関連して示唆しておいたような、本源的な貨幣との関連が前面化せざるをえない。貨幣の国民的形態規定を媒介とする「貨幣蓄藏の諸形態」の幻想性・倒錯性が露呈してくる事態もありうるからである。しかし、以上のような問題については、たんに貨幣蓄藏のみかかわる

ものではなく、国民的な流通過程内部での価値の自立的姿態と規定される支払手段としての貨幣にも共通なことがらである。それゆえに、支払手段の考察を行なったのちに改めて論じることにした。

(36) 『資本論』第二巻第二篇「資本の回転」第十七章「剰余価値の流通」では、次注でのべるように、叙述が商品資本の循環に即して、つまり個別諸資本の相互的關係を射程内において行なわれているので、それにもとづいて信用・銀行制度の展開の想定のもとで、各個別資本の剰余価値の蓄積形態Ⅱ「潜在的な貨幣資本」が貴金属での蓄積貨幣の形態をとらず、「たんなる債権の積み立て」の形態をとることに言及し次のような種類を列挙している。

「事態を現実に行き起さるゝとおりに見るならば、後の使用のために積み立てられる潜在的な貨幣資本は次のものから成っている。

(1) 銀行預金。そして銀行が現実に行なうことができるのは、比較的わずかな貨幣額である。ここではただ名目的に貨幣資本が積み立てられているだけである。現実に行なう積み立てられているものは貨幣請求権であって、それが貨幣化される（いつか貨幣化されるかぎり）のは、ただ、引き出される貨幣と預け入れられる貨幣とのあいだの均衡が生ずるからにはかならない。貨幣として銀行の手にあるものは、ただ相対的にわずかな額だけである。

(2) 政府証券。これはおよそ資本ではなく、国民の年々の生産物にたいするたんなる請求権である。

(3) 株式。詐欺的なものでないかぎり、それは、一つの会社に属する現実の資本にたいする所有証券であり、またこの資本から年々流れ出る剰余価値にたいする指図証券である。

すべてこれらのばあには貨幣の積み立てが行なわれるのではなく、一方で貨幣資本の積み立てとしてあらわれるものは、他方では貨幣の不断の現実の支出としてあらわれるのである。」(Das Kapital, Bd. II, Ss. 349-50. 国民文庫(6)、三二一―四ページ、岩波文庫(六)、三〇七―八ページ)

(37) 周知のように、単純流通段階での貨幣論における展開について蓄積貨幣が取扱われるのは、資本の循環・回転に関連してである。そこでは、資本は、まず流通と生産とを統一・包括したものととしての循環において、貨幣資本、生産資本、商品資本という形態規定であらわれ、続いて投下資本のこうした三形態を経過する回転に関連して、さらに新たな形態規定、固定資本と流動資本という特殊な区別をあたえられる。したがって、ここで展開される蓄積貨幣の諸形態は、資本がその循環過程を連続して円滑

に進行して行くばあいの条件としての貨幣資本の存在形態、あるいはまた循環の外部にでて、貨幣形態で遊休し、一時失業して
いる資本の存在形態として論じられているのである。前者に該当するものは、投下資本の一部分を構成しているものでありなが
ら、資本の循環が流通を必然的契機としていることのために、流通を中断し、一時的に引揚げられている「購買・支払手段の財
源」である。「その運動の中止、その流通中断の状態は、貨幣が貨幣資本としての諸機能の一つを行なっている状態」であり、
「ここでは貨幣の蓄蔵貨幣形態が貨幣資本の形態になるのである」(Das Kapital, SS. 72~3. 国民文庫(5)、二二三ページ、岩
波文庫(4)、二二〇ページ)。「蓄蔵貨幣の第一形態」である。後者、貨幣形態で遊休・失業している資本の存在形態に該当するも
のとしては次のようなものがある。第一に、実現されて積極的に資本として機能しうる額に達するまで積み立てられている剰余
価値。それは「形成過程にあり成長過程にある蓄蔵貨幣の形態」(a. a. O., S. 80. 同上(5)、一三三ページ、(4)、一三〇ページ)
をとった、新たに蓄積された未投下の貨幣資本である。第二に、生産規模不変と想定したばあいにも、生産要素となる商品価格
の変化あるいは、資本の回転期間の変化にともなう、「生産物の総価値のうちこれまでは不変資本か可変資本かに再転化され
なければならなかった一部分」(Das Kapital, Bd. III, S. 132. 同上(8)、二二六ページ、(4)、二二六ページ)が解放されて、遊
離貨幣資本の形態をとったもの。第三に、固定資本のうち貨幣に転化された部分の存在形態である「貨幣準備基金」≡減価償却
基金。固定資本の現物形態たる労働手段は資本の数回転にわたって生産過程で機能し続けるので、固定資本価値は一部分づつ
「平均的摩滅度に応じて生産物といっしょに流通し、貨幣に転化されていて、それが(固定資本―引用者)現物で再生産される
までの期間は資本補填のための貨幣準備基金の要素をなしている」(Das Kapital Bd. II, S. 166. 同上(9)、三六六ページ、(4)、三
三ページ)のである。以上のものが「蓄蔵貨幣の第二形態」である。

このように、資本の循環・回転の諸契機に即して機能貨幣資本、あるいは循環の外部にでた未投下ないしは遊離状態にある貨
幣資本の存在形態として、蓄蔵貨幣の諸形態が指摘されているのである。ところで、このいづれのばあいにも、貨幣資本の存在形
態が蓄蔵貨幣の形態をとるとされているのは、この論理展開が直接的には個別資本を前提として行なわれていることにもとづく。
生産資本の循環にその点はもっとも端的に示されている。それはまた個別資本相互間の関係としての、ないしは社会的総資本の視
点からの考察ではない。そのためには商品資本の循環が前提されなければならない。個別資本相互間の関係として「流通費節減」
体系としての信用制度が展開されるべきことは本文でもふれたとおりであるが、そうした想定のもとでは貨幣資本の存在形態が

蓄藏貨幣の形態をとり両者が必然的に一致するということはいえなくなり、そのあいだにくい違いが生じてくる。そうした蓄藏貨幣が個別諸資本相互間の関係で節減され、止場されるからである。たとえば「すでに予備金として機能している貨幣資本がその所有者のためには予備金の機能をはたしながら社会のためには現実には流通しており（絶えず貸し出される銀行預金のように）、したがって二重の機能をはたしてゐる……」(a. O., S. 346. 同上 (6), 三〇六―七ページ、(5), 三〇二ページ)という一節などは、すでに両者のあいだのくい違いをのべたものである。前注 (36) で掲げた、貨幣資本の存在形態としての名目的な貨幣請求権＝債権の積み立ては、右の一節の延長線上でのべられたものであり、その究極の発展した形態を示したものであった。資本の循環・回転の諸契機に即して展開される蓄藏貨幣の諸形態のもつ体系上の位置づけと限定性を示すために一言しておく次第である。(このような諸契機に即して展開される蓄藏貨幣にかんしては、小林威雄「貨幣論研究序説」、第五章「資本制生産および流通のもとにおける蓄藏貨幣」に詳細である。なお蓄藏貨幣については「不換銀行券論争」との関連もあって多くの論稿が発表されているが、小論とは視点にかなりの違いがあるのでここでは直接取扱えなかった。他日を期したい。)

(三)

支払手段としての貨幣は、世界貨幣、蓄藏貨幣とともに「第三規定」での貨幣の形態規定に属する。だがそれは国民的な流通過程の内部における価値の自立的姿態であり、その領域での貨幣のもっとも発展した規定での存在にはかならない。したがって、支払手段としての展開は、世界貨幣にたいしての「第三規定」での貨幣の形態規定の限定性と、流通手段や蓄藏貨幣に対比して、それを措定する「流通」の発展した態様を明らかにすることからはじめなければならない。世界貨幣の機能規定は国際的購買手段と国際的支払手段である。支払手段という規定においては国際的支払手段も国民的流通における支払手段も共通でありながら、マルクスは後者にかんして、「第三規定」での貨幣の独自の規定として取扱ひ、「支払手段」という項目を設定していることは周知のことである。『要綱』でもその点は次のような叙述とし

てあらわれている。

「ブルジョア社会のあるあたえられた国民的領域の内部で、支払手段としての貨幣が、生産諸関係一般の発展とともに生じるように、貨幣は国際的支払手段としてのその規定で \wedge も発展する \vee 。」(Gr. S. 879. 邦訳 V、九九六ページ)

国民的流通における支払手段としての貨幣の発展が、国際的支払手段の発展と歴史的には並行してあらわれてくるというわけであるが、両者の規定の展開は区別して行なわなければならない。すでにくりかえしたところであるが、貨幣の形態諸規定の措定は、流通過程における、それを形成する諸商品の形態転換の「結晶化」として行なわれてきた。支払手段にかんしても同様な方法がとらるべきである。そこでまず国民的流通の領域において支払手段としての貨幣の規定を措定せしめる流通の態様を、流通手段——「本来の貨幣蓄蔵」を措定せしめるものとの関連、対比によって明らかにすることにしよう。たとえば次のような叙述がある。

「一般的支払手段としての貨幣の発展は、より高度な、媒介され、反転し、それ自身すでに社会的なコントロールのもとにとらえられている流通の発展とともに並行してゆく。こうした流通にあつては、単純な金属流通の基礎上で、たとえば本来の貨幣蓄蔵のうちで、貨幣がもっている排他的な重要性は廃棄されている。」(Gr. S. 825. 邦訳 V、九九二—三ページ)

さきの引用における支払手段としての貨幣が「生産諸関係一般の発展とともに生じる」という一句とともに、支払手段としての規定の展開がどのような関連のなかで行なわねばならないか、を示唆したものととして読むことができるであろう。

さて、たんなる購買手段あるいは一般的交換手段から区別される流通手段の形態規定は、不断に更新する過程として

の商品流通 $W \rightarrow G \rightarrow W$ に対応して措定されたものである。そしてこの段階で流通は「経済的範疇のうちで第一次的総体としての流通」(Gr. S. III. 邦訳 I, 一一七ページ)と規定されていた。それは国民的流通を世界市場での一般的交換から区別する基本的規定である。このような流通手段としての貨幣の形態規定とそれを措定せしめた流通の様相が、支払手段としての貨幣の展開の出発点である。

商品流通 $W \rightarrow G \rightarrow W$ は販売 $W \rightarrow G$ と購買 $G \rightarrow W$ の二つの変態から構成され、この二つの過程が連続して行なわれるところに流通手段としての貨幣が措定された。だがいまそれぞれの過程を分離して考察すれば、ここでは商品 W と貨幣 G が同時に対立し、販売者と購買者は、それぞれ異なった形態においてではあるが、いずれも等価物の所有者として相互に関係しあい、譲渡しあうことが想定されていた。

ところが、支払手段としての貨幣では、このような商品と貨幣との同時的対立、相互的譲渡という関係の分離、商品の譲渡のその商品価格の実現からの時間的分離が、その規定の措定のための必然的な契機として想定されている。つまり販売者 \parallel 商品所有者は商品を現実的に購買者にひきわたし、その価格を観念的にだけ実現する。しかしその価格の実現はとりきめられた一定期間後に購買者から販売者への貨幣のひきわたしが行なわれることによってはじめて行なわれる。「販売者は現在の商品の所有者として販売するのに、購買者は将来の貨幣の代表者として購買する。販売者がかわでは、商品は、使用価値として実際にひきわたされるが、価格としては実際に実現されていない。購買者がかわでは貨幣は商品の使用価値で実際に表現されるが、交換価値としては実際にひきわたされていない。」(Kritik, S. 149. 国民文庫、一七三ページ) ここで新たな関係として「掛売り」「掛買い」が成立し (Gr. S. 875. 邦訳 V, 九九一ページ)、販売者は債権者、購買者は債務者という規定であらわれる。

支払手段としての貨幣のもっとも抽象的な規定は、このような商品のひきわたしとその価格実現との時間的分離という流通における新たな関係を契機としてあたえられるのである。ちなみにこの抽象的規定にかんするかぎりには、それは国民的流通での支払手段にかんしてだけでなく、世界貨幣の機能規定である国際的支払手段にも共通である。

だがさしあたりまず問題なのは、国民的流通において右のような時間的分離を必然的に展開させるのが、不断に更新する過程としての流通過程の連続性だということである。ことがらが国民的な流通領域内部にかかわることとして展開すべきであることは、次の『批判』の一節にも明らかである。

「国内流通の内部では、貨幣は觀念化されて、ただの紙片が金の代表物として貨幣の機能を果すのであるが、それと同様に、この同じ過程は、貨幣または商品のただの代表者として流通にはいる購買者または販売者に、すなわち将来の貨幣または将来の商品を代表する購買者または販売者に、現実の販売者または購買者の活動力をあたえる。」(Kritik, S. 148. 国民文庫、一七二ページ。傍点―引用者。)

こうした国民的流通としてあらわれる流通過程の連続性は、支払手段としての貨幣の規定の展開には次のようなかたちであらわれている。商品のひきわたしとその商品の価格実現との時間的分離、いま購買者がわからいえば、購買者が商品を使用価値としては譲渡されているのに、まだ貨幣の譲渡を完了せず、債務者という状態に止まりうることの根拠としては、将来のさだめられた一定期間後には、商品の購買者⇨債務者が、こんどは商品の販売者としてあらわれ、自己の商品の転化した形態たる貨幣でもってさきの購買した商品の価格を支払う——債務額を支払う——という関係が必然的なものとして想定されている。こうした関係での支払いの確実性にたいする信認が「掛買い」の関係を支え、したがって支払手段としての貨幣の機能規定を展開せしめるのである。購買者⇨債務者にとっては、いまや商品の販売は、

「彼の個人的欲望とはまったく独立に、流通過程の運動によって、彼にとつての一つの社会的必然に転化される。……完了行為としての商品の貨幣への転化、または自己目的としての商品の第一の変態、貨幣蓄蔵では商品所有者の気まぐれとみえたその変態が、いまや一つの経済的機能となっている。支払いをするための販売の動機と内容が、流通過程自体の形態から発生する販売の内容なのである。」(a. a. O. S. 151. 同上、一七六ページ)

商品流通 $W \rightarrow G \rightarrow W$ に即していうならば、購買者 \parallel 債務者はその第二の変態の過程たる購買 $G \rightarrow W$ を先行して行ない、第一の変態の過程たる販売 $W \rightarrow G$ がそれを事後追認的に補足するものとしてあらわれている。 $G \rightarrow W$ の先行のため、 $W \rightarrow G$ はここでは必然的なものとして行なわれざるをえないのである。同じく流通手段としての貨幣の形態規定を前提としてそれから展開されるといふ関係にあるとはいへ、貨幣蓄蔵——「本来的貨幣蓄蔵」——が、第一の変態 $W \rightarrow G$ での流通の偶発的な中断から展開されるのにくらべれば、支払手段の規定においては、流通の連続性がそれを展開せしめる契機として対応せしめられていることを強く指摘しておきたい。いずれのばあいも貨幣は販売の自己目的となっている。だが支払手段としての規定での貨幣は、流通過程そのものの諸関係から生じる社会的必然によつて販売の自己目的となるのである。

これまでのところ、支払手段としての貨幣の規定を展開せしめる関係を、商品流通を構成する契機としての販売者 \parallel 債権者と購買者 \parallel 債務者との個別的な関係からみてきた。すでにそこにおいてたんなる流通手段のばあいよりもより発展した流通の連続的態様が看取された。しかし現実的には、同じ商品所有者が一方においては債権者であるとともに、他方では債務者であり、すべての商品所有者がこうした規定であらわれることによつて、社会的な債権債務関係の錯綜、連鎖が存在するにいたる。ちなみに、それは社会的再生産過程の統一性をもたらす有機的連関の表出にほかならな

いのである。こうした債権債務関係の連鎖を想定すると、同一の貨幣が時間的に連続して次々に諸支払いの連鎖を媒介して支払手段として機能し流通することになり、したがって支払手段としての貨幣の流通速度の概念があたえられることになる。こうした支払手段としての流通における支払連鎖は、すでに債権債務関係として「すでにできあがって、現存する社会的関連」が「外面的関連」としてあらわれたものであることを、『批判』においてマルクスは次のように述べている。

「同一の貨幣がいろいろな人びとの手を通過するのは、それが支払手段として登場するからではない。いろいろな人びとの手がすでにつながりあっているからこそ、それが支払手段として流通するのである。したがって貨幣が支払手段として流通するその速度は、貨幣が鑄貨として、または購買手段として流通する速度にくらべれば、諸個人が流通過程にはいりこんでいる程度のはるかに深いことをしめす。」(R. & O., S. 155. 同上、一八〇ページ)

以上の展開にしたがえば、支払手段としての貨幣の節約は、第一に、このような社会的に展開される債権債務関係の連鎖を前提として、時間的に、継続して、行なわなければならない諸支払いを同一の貨幣が次々に媒介することによってなされること、がまず指摘されねばならない。第二に、各商品所有者は、さきよのべたように、それぞれ債権者であるとともに債務者であり、したがって錯綜した債権債務関係が形成されているわけであるから、同時に、行なわなければならない諸支払いを場所的に集積し、債権と債務がつき合わされ相殺されることによって、支払手段としての貨幣の出動の必要は、その相殺されたのちの差額に限られることになる。一言しておけば、中央銀行にまでいたる信用・銀行制度の発達は、このような流通速度の促進と諸支払いの集中・相殺という、貨幣節約の二様式の展開を可能ならしめるものとしてまず把握されねばならないのである。

だがさらに国民的流通での支払手段としての貨幣の規定に立脚する貨幣の節約様式の展開として、第三に指摘しておきたいのは、債権債務関係の連鎖を形成して、支払約束を表示した商業手形が支払手段として「流通」するという形態の成立である。いわゆる商業貨幣である。こうした商業手形の支払手段としての「流通」においては、このような商業手形が満期日に集中・相殺され、債権債務連鎖の完結性——円形化——があたえられるか、あるいは相殺ののちにのこった差額が本来の貨幣の支払手段としての出動によって決済されるかすると、これまでの中間の当事者たちにとっては、商業手形の流通は本来の貨幣の必要を排除したわけであり、したがってそれは「絶対的貨幣」として機能したことになる。われわれはこのような商業貨幣としての手形の「流通」に、国民的流通で固有に展開する信用貨幣流通の端緒をみることができる。その究極の姿を中央銀行信用貨幣に求められるところの本来の信用貨幣たる銀行券においては、それが領域内で一般的流通・支払手段となることによって、右にのべた相殺差額の決済すらそれで行なわれることが可能となり、一般流通での流通手段への代位と相まっていわゆる「紙券による金貨幣の代位」が完成されることになる。

このようにみてくれば、支払手段としての貨幣の機能規定に立脚して展開される貨幣節約の以上の三つの様式は、国民的信用制度のもとで展開されるところのその役割の一つである「流通費の節減の内容」に対応し、その端緒をあたえるものといふことができる。³⁸⁾それは国民的流通の領域においてのみ固有に展開するものである。ちなみに世界貨幣の内包する国際的支払手段としての機能においても節約が行なわれることはいうまでもないが、その様式は右にのべたものとは区別することが必要である。³⁹⁾

さて、右の貨幣節約の問題への言及をも含めて、以上のべきたったことは、支払手段としての貨幣の規定が、流通手

段としての形態規定を前提として展開されていることにも示されたように、国民的流通、それを形成する不断に更新する商品流通W—G—G—Wの連続性を契機として、展開されている過程であった。そこでの流通は、流通手段としての形態規定ならびに「本来的貨幣蓄蔵」を展開せしめるものよりも、より高度な発展した態様にあるものとして想定されているということができよう。したがって、いまやわれわれは、支払手段としての貨幣の規定を国民的流通におけるもっとも発展した貨幣の規定と呼ぶことができるのである。

ところで『批判』には、支払手段としての貨幣を展開せしめる「掛売り」「掛買い」の關係の叙述に続いて次のような一節がある。

「さきには価値章標が象徴的に貨幣の代理をしたのに、ここでは購買者自身が象徴的に貨幣の代理をする。だが、さきに価値章標の一般的象徴表現が國家の保証と強制通用力とを呼びおこしたように、いまや購買者の人格的象徴表現が商品所有者間の法律的に強制されうる私契約をよびおこす。」(Kritik, S. 149. 国民文庫、一七三ページ)

ここでいわれているのは、国民的流通の実体的基礎をなす商品流通において、それを形成する商品所有者相互間の關係と、「國家」のそれになりたいする強力的干渉との關係にかかわる問題である。支払手段としての貨幣の規定にかんする個所でのこうした言及はやや唐突の感を免がれないが、流通手段としての形態規定の措定のばあいすでにこのような「國家」にかかわる規定の端緒があたえられていたことが想起されねばならない。そこでわれわれは、貨幣の形態諸規定の展開にさいして「國家」が必然的な媒介規定をなすこと、ならびにその単純流通の段階であらわれる「國家」の規定の、それに照応する第一次的・抽象的規定性についてのべておいた。

『要綱』においては、すでに論じてきたことから示されるように、たんなる交換手段から區別される流通手段とし

ての貨幣の形態規定を、不断に更新する過程としての商品流通の連続性を媒介として措定した。そしてこのような商品流通、すなわち「交換行為の体制」が支配する領域を、「一般流通」——その歴史的・現実的定在は世界市場——から区別される「特殊な流通領域」と規定し、国民的流通の実体的規定をあたえたのである。それは「経済的範疇のうちでの第一次的総体としての流通」(Gr. S. III. 邦訳 V, 一一七ページ)と規定されていた。こうした展開にもとづいて、かかる流通を形成する個々の商品所有者⇨生産者がとり結ぶ私的な交換関係の自己外化として、単純流通段階に対応する第一次的・抽象的な「国家」があたえられていたのである。すでに小論でくりかえしのべたことである。このばあい流通の連続性、さらにそれを基礎づけている社会的再生産過程の統一性を基胎とする個々の商品所有者⇨生産者相互のあいだの信認と、その外化、自立したものとしての国家の権力規定との対応関係が、さきの『批判』からの引用を理解するためにも、正しく把握されなければならない。国民的流通における流通手段の機能的定在としての価値章標の措定のためには、まず流通過程の連続性を契機とする流通手段としての形態規定における貨幣の象徴化の可能性——すなわち引用での「一般的象徴表現」の可能性——と、それを現実化する契機としての国家の法的規制のかたちをとる強力的干渉とが必要であった。支払手段としての貨幣の規定を展開せしめる「掛売り」「掛買い」の関係の成立は、まずもって、商品流通の連続性を基胎とする購買者⇨債務者の支払能力にたいする信認にもとづく。さきの価値章標にかんじての「一般的象徴表現」と対比して、「購買者自身が象徴的に貨幣の代理をする」といわれているのはこのことを示している。そしてこのような私人間にとり結ばれる債権債務関係にたいして、商品流通から自己外化した国家による右の「私契約」の強制が必然化されることをいうのである。もちろんさきの価値章標のばあいに、たとば強制通用力のように国家の強力的干渉が前面にあらわれてくるのにたいして、このばあいには「私契約」そのものが前面に押出されて

くる。だが国家の現実の介入がこの契約関係の当事者による侵害が行なわれたばあいにはしか行なわれないことをもって、ここでも単純流通段階における「国家」の第一次的・抽象的規定が貫徹していることを忘れるべきではない。前掲の引用の一節はそうした点を確認するという意味でも重要であろう。

(38) 『資本論』第三卷第五篇第二章「資本主義的生産における信用の役割」においては、I 利潤率の均等化運動の媒介、II 流通費の節減、III 株式会社の形成、の三つの項目が指摘されている。この「II 流通費の節減」は、1「主要流通費」たる「自己価値であるかぎりでの貨幣そのものの節約」と、2「信用によって流通または商品変態の、さらには資本の変態の、個々の段階を速くし、したがってまた再生産過程一般を速くすること」に分けられる。そして1の「貨幣そのものの節約」はさらに、その様式にかんして「三つの仕方に分類されている。本文でのべた、支払手段としての貨幣の機能規定に立脚して展開される貨幣節約様式が直接に対応するのは、この「三つの仕方」である。

「A 取引の大きな部分について貨幣が全然用いられないということによって。」B 流通する媒介物の流通が加速されることによつて。」C 紙券による金貨幣の代位。」(Das Kapital, Bd. III, SS. 476-7, 国民文庫 10、一七九〜八〇ページ、岩波文庫 4)、一七九〜八ページ)

この信用制度の貨幣節約様式については、すでに別稿でかなり詳細に展開したここでは再論せず対応関係を指摘しておくだけに止める。だが一言しておけば、そのさいには中央銀行信用貨幣による相殺差額の決済、ならびに資本流通のみならず一般的流通での「金貨幣の代位」機能の取得に力点を置いたため、本文でのべた商業手形がそれ自体支払手段として「流通」するという商業貨幣流通の、集中・相殺と区別される点にはふれていない(拙稿「中央銀行論序説―貨幣制度と信用制度」、二「信用論と八経済学批判体系」V参照、九州大学経済学部「四十周年記念経済学論文集」所収)。

(39) 以上、本文でのべた国民的流通を固有の領域として展開される支払手段の規定に対比して、世界貨幣の機能たる国際的支払手段の前者と区別される機能態様についてここで若干闡説しておくことにしたい。

すでにのべたように、支払手段としての貨幣の機能規定が、商品の譲渡とその商品価格の実現との時間的分離を契機としてあたらえられるものであることは、国民的流通内部のばあいにも、国際間のばあいにも一般的にいえることである。だが国民的流通

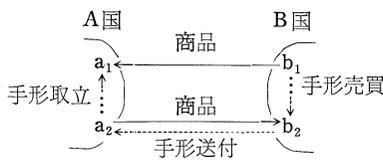
での支払手段の規定の前提としてあたえられていたのは、商品流通 $W \rightarrow G \rightarrow W$ の連続性、したがって流通手段の形態規定であり、右の商品の譲渡とその価格実現との時間的分離の必然性はまさにそのことに求められていた。

ところが国際間ないしは世界市場においては右のような商品流通は存在しない。その本源的な形態としての商品交換 $W \rightarrow G$ が支配しているのであり、したがって貨幣も本源的に購買手段としての機能においてしかあらわれぬ。すでに前稿で世界貨幣にかなする叙述の個所でのべたところである。国際間の商品交換の発展、「生産諸関係の発展」とともに世界貨幣はたんなる購買手段としての機能から支払手段としての機能へと発展してくる。それが、国民的流通内部での流通手段 \downarrow 支払手段という発展と対照されうるものであることはいうまでもない。この一国内における流通手段 \downarrow 支払手段と、国際間における購買手段 \downarrow 支払手段という展開モードの相違は次のようなかたちであらわれてくる。まずたんなる購買手段から国際的支払手段への発展には、その基礎をなす世界市場での商品交換 \parallel 対外商業が、一国の社会的再生産過程、すなわち国民経済の必然的契機となり、それを媒介するところの世界市場での物質代謝の連続性が確立される発展段階に達していることが必要である。「世界貨幣としてのこうした規定での金や銀は、本来の鑄貨のように、必然的に循環運動を描かない……」(Gr. S. 89. 邦訳 V、九九六ページ)で、直接的には販売 $W \rightarrow G$ 、購買 $G \rightarrow W$ は分離してしかあらわれないが、一国の「社会的物質代謝」の表出たる国民的流通に媒介されて、販売と購買とは併存してあらわれることになる。したがって、国民的流通内部のように、同一商品所有者が販売者であるとともに購買者であるという関係は成立しないが、この一国にとつての両者が併存することが、国民的視点でみればあいには、世界貨幣を国際的支払手段としての規定で出現させることを可能ならしめるのである。たんなる国際的支払準備としての国民的貨幣蓄蔵の存在量にかかわることではないのである(拙稿『経済学批判要綱』における貨幣論(二)、『経済学研究』第三一卷第一号、九八ページ以下参照)。

ところで次に指摘しておきたいのは、国際的支払手段としての機能規定に立脚する貨幣の節約様式の問題である。右にのべたように、世界市場では商品流通の直接的連続性が成立せず、一国と他国とのあいだにおける販売と購買との併存がありうるだけであるから、国民的流通のような商品流通の連続性にもとづく債権債務関係の連鎖、したがって支払手段としての貨幣の流通は成立しえないから、したがって本文でのべた三つの節約様式のうち、支払手段の流通速度の増大ならびに商業手形がそれ自体支払手段として貨幣に代位して流通するという様式はまったくありえない。もう一つの諸支払いの集中・相殺にかなしては、それ

自体としては国際間においては成立しないが、後述するように、ある国の国民的信用・銀行制度における国民的諸支払いの集中・相殺の制度が、他の国々のあいだの商品交換の決済に利用されるというかたちで、より高度かつ具体的な関係を媒介としてはじめてみられることになる。

支払手段としての貨幣の機能規定は、商品の譲渡とその実現との時間的分離をその基礎とするから、本来、国際間においても約定された一定期間後には貨幣が支払手段として——価値の自立的姿態において——一国から他国へ移動することが予想されている。しかし前述のように、支払手段としての貨幣の国際間における出現は、国際間における商品の販売と購売の常時の併存を想定したうえではじめて可能という関係にある。ゆえに一国から他国への支払関係とそれは逆方向への支払関係が存在するわけであり、こうした相互関係の前提のうえで、二国間の金現送による支払いが、それぞれの国内における元来無関係な、他国への販売者⇨債権者と他国からの購買者⇨債務者のあいだの支払いに振替えられることになるわけである。



いままもっとも抽象的な関係のみを示した上掲の略図で示せば、A国の a_1 がB国の b_1 から、B国の b_2 がA国の a_2 からそれぞれ商品を信用で輸入したと想定すれば、 a_1 、 b_2 は債務者、 b_1 、 a_2 は債権者である。この関係において b_1 が外貨建の為替手形を振出し、それを元来なんの取引関係もたない b_2 が自国貨で買い、 b_2 はそれを自らの債権者たる a_2 に送付し、 a_2 は本来自己となんらの取引関係もたない a_1 から支払いをうける（取立て）。こうした一連の関係において、二国のあいだの債権債務関係はそれぞれの国内での貨幣の支払い関係に振替えられ、国際間における金現送による貨幣の支払手段としての出動の必要がなくなる。したがって、このばあいそれぞれの国の債務者 a_1 、 b_2 にとっては自国貨での支払いの必要はのこっているのであるから、彼らにとって節約となるのは貨幣金の現送費用だけであるが、A国、B国にとっては国民的視点にたてば、さらに国際的支払手段としての世界貨幣そのものがそれだけ節約されることになる。節約の範囲が取引者個々の視点からと国民的視点からとは相違し、二重化していることに注意すべきである。なお一言しておけば、このさいの為替手形の移転関係は、それぞれの国内での $b_1 \downarrow b_2$ 、 $a_2 \downarrow a_1$ 、また二国間での $b_2 \downarrow a_2$ のあいだのいずれをとっても、国民的流通での商品流通性にもとづく債権債務関係の連鎖をたどる商業手形の流通とは異なるものである。

ところですでに示唆しておいた相殺関係について若干つけ加えておけば、それは、各国間の国際的取引が世界市場での金融中心地たるところのある一国の国民的貨幣形態を用いて、その国の国民的信用・銀行制度における国民的な集中・相殺制度たる手形交換制度を媒介として行なわれるばあいにはあらわれる。たとえばさきの例でいえば、A、B二国間の取引の決済が、第三国Cの国民的貨幣形態で、その国の信用・銀行制度を通じて行なわれるといったばあいにその典型を見いだすことができる。このときC国の国民的貨幣はその国民的形態のまま、「国際通貨」と呼ばれるにいたる。このようなばあいには、いうまでもなく、さきの例では必然的に介入することになる二国間の貨幣の国民的形態のあいだの転換、したがって為替相場現象は存在しない。だがこのような「国際通貨」という現象は、いま前提している単純流通の段階に論理的に属することではなく、資本の、利子生み資本にまでいたるより具体的な形態諸規定の措定を媒介としてなされる市場の具体的な諸規定、それも商品市場および金融市場として分化する世界市場の規定の段階に属することとして展開されるべきである。だから右の問題は小論の対象領域をこえるものであるが、いわゆる「国際通貨制度」のきわめて具体的現象を処理するに当って、国民的流通での商品流通の連続性、したがって流通手段↓価値章標の規定、あるいは、債権債務関係の連鎖の論理、そこでの節約様式——とくに商業手形の金貨幣への代位流通——をそのまま世界市場に援用し、「国際通貨」を規定しようとして、あるいはまた金との兌換性の有無に「国際通貨」の基本的規定を求めたりする見解が跡を断たないので、その展開のためとるべき方向を示す意味で念のためつけ加えておく次第である。この注の本来の目的は、あくまで国民的流通での支払手段と世界貨幣の国際的支払手段としての機能規定の展開様式の差異、それを通じて国民的流通と世界市場との違いを明らかにしておくことにある。

これまでのべてきたところから明らかなように支払手段としての貨幣の規定は、本来、「第三規定」での貨幣に属し、価値の自立的姿態なのであるが、他面、その支払手段としての貨幣の発展は、その規定での貨幣の節約諸様式の展開にはかならない。それは信用制度の発展としてあらわれてくるが、そのばあいには価値は、貨幣としての自立的姿態からはなれ、独立した存在様式を受けとっているわけである。貨幣は「一般的社会的関連」の物化した特殊な商品であり、それゆえに、「貨幣は私的個人の手中に社会的力を、物としてあたえ、個人はそういうものとしてこの社会的力を

らるう。」(Gr. S. 874. 邦訳 V、九九二ページ)だがこの「社会的力」の行使は「私的個人の手中」にある貨幣の量によって限界づけられることになる。右のような支払手段としての貨幣の発展は、こうした貨幣の量的規定からくる「社会的力」の行使の限界を止揚するという意味をもつわけである。すなわちこうした発展した流通にあっては、それが円滑に進行するかぎり、「単純な金屬流通の基礎上で、たとえば本来の貨幣蓄蔵のうちで、貨幣がもっている排他的な重要性は廃棄されている」(Gr. S. 876. 邦訳 V、九九三ページ)のである。このような支払手段としての貨幣の二面的規定性をマルクスは「貨幣の一般的支払手段としての発展に内在する矛盾 (ein der Entwicklung des Geldes als allgemeines Zahlungsmittel immanenter Widerspruch)」と呼び、次のように要約している。

「一般的支払手段としての貨幣の発展は矛盾を包蔵している。それは、交換価値が貨幣としての存在様式から独立した形態を受けとっていながら、他面では、貨幣としてのその存在様式が、まさしく決定的で唯一妥当な様式として措定されているという矛盾である。

支払手段としての貨幣にあっては、諸支払いが相殺され、正と負の大小として止揚されるために、貨幣は、それが尺度として機能するばあいのように、また価格付与において機能するように、諸商品のただ観念的な形態としてあらわれることができる。だから、こうした相殺の機構とそれが部分的に立脚している信用制度とが攪乱されるたびに、貨幣は、近代的商業の協定や一般的前提にたいして、その現実的形態で出現し、また提示されなければならないという矛盾が生じてくる。」(Gr. SS. 876-7. 邦訳 V、九九三〜四ページ)

それは、『資本論』においては、支払手段としての貨幣の機能規定に含まれる「媒介なき矛盾 (unmittelbar Widerspruchs)」と呼ばれてくるものである (Das Kapital, Bd. I, S. 143. 国民文庫 (1)、二三六ページ、岩波文庫 (1)、二五七ペー

ジ)。この「貨幣の一般的支払手段としての貨幣の発展に内在する矛盾」があらわれるのは、まさに「本来的貨幣恐慌の瞬間」においてである。

「ところで突然の信用震撼によって、諸支払いの相殺の流れ、諸支払いの機構が中断されるならば、突如貨幣は現実的な一般的支払手段として要求され、富はその全範囲にわたって二重に存在するよう、つまり一度は商品として、ついでは貨幣として存在し、その結果こうした二つの存在様式が一致するよう要請される。こうした恐慌の瞬間にあっては貨幣は排他的な富としてあらわれ、富はそうしたものとして、重金主義などのように、たんに表象された減価で示されるのではなく、あらゆる現実的物質的な富の明確な減価のかたちが公示される。諸商品の世界にたいして、価値はもはや貨幣としてのその妥当な排他的形態でしか存在しない。こうした契機により以上の展開はここでは必要ではない。」

(Gr. S. 876. 邦訳 V、九九三ページ)

以上においてのべられているのは、支払手段としての貨幣が、商品世界に対峙する価値の自立的姿態というその本来の規定性であらわれる態様である。商品流通の連続性、それに基礎をもつ債権債務関係の連鎖、錯綜に立脚する相殺機構をはじめとする節約の諸機構における「支払いの流れ」の中断が、支払手段としての貨幣をその本来の排他的態様であらわれさせるのである。単純流通を前提として貨幣の単純な形態諸規定の展開に対象が限定されているこの論理段階では、まさに「こうした契機により以上の展開は……必要ではない。」このような節約諸機構での「支払いの流れ」を中断させる諸契機は対象領域にははいっていないのである。こうした中断を生ぜしめる諸契機は商品流通の彼方に存在しそれを表出せしめる社会的総生産過程での資本の運動を媒介としてはじめて措定されうるものだからである。したがって、ここであたえられているのは、支払手段としての貨幣の単純な規定に対応する貨幣恐慌の抽象的な形態にほかなら

ない。

以上、支払手段としての貨幣の規定を国民的流通を形成する商品流通の連続性、したがって流通手段としての形態規定を前提として展開してきた。ところで流通手段としての貨幣、さらにさかのぼって価値尺度としての貨幣と、支払手段としての貨幣との規定の相違をなすものは、さきの二規定では同時に貨幣と商品とが関係しあうのたいして、支払手段では端緒的な「掛売り」「掛買い」の關係にもみられるようにそこに時間的要素が介入してきていることである。したがって価値尺度、流通手段の規定のさいにはその機能規定にとって問題とならなかった貨幣商品の価値変動が、その機能規定との関連で重要な問題を提示してくることになる。この点は蓄藏貨幣としての機能規定についても同様である。こうした点についてマルクスは次のようにのべる。

「金と銀との価値が変動することは、価値の尺度としての、計算貨幣としての金銀の機能をそこなわないということをおわれれば見ておいた。逆にこうした価値変動は支払手段としての貨幣の機能での貨幣にとっては、決定的に重要となる。支払わなければならないのは、契約締結の時に一定の価値、すなわち一定の労働時間が対象化されていた一定量の金または銀である。しかし金と銀とは、すべての他の商品がその価値量をそれらの生産に要する労働時間とともに変えるように、 \blacktriangleleft その価値を変え \blacktriangleright 、労働時間が増減するのにしたがって、増減する。だから同一分量の金または銀が、契約締結の時にくらべて異なったより多くの、またはより少ない価値をもつ、ということが可能である。というのは、購買者の側で販売を実現するのは、売られた商品が譲渡される時よりも時間的におくれてなされるからである。つねに実現され、また実現可能な一般的等価物であり、つねにそれ自身の価値に比例してあらゆる商品と交換可能であるという貨幣としてのその特有の性質を、金銀はそれらの価値の大きさの変動とは独立して保持している。だが金銀の価値の

大きさは、他のすべての商品〔のそれ〕のように、潜在的に同一の変動にさらされている。したがって支払いが現実的な等価物で、つまり最初に意図された価値の大きさでなされるかどうかということとは、所与の量の金または銀の生産のために要する労働時間が依然として同じままであるか、それとも同じでないか、ということにかかっている。ここでは、一つの特異な商品に化身したものであるものとしての貨幣の本性は、独立した交換価値としての貨幣の機能と矛盾するようになる。」(Gr. S. 877. 邦訳 V、九九四ページ。傍点―引用者。)

のべられている内容そのものについてはもはや説明を要しないであろう。だが右の貨幣商品の価値変動にもとづく、一般的等価としての貨幣の社会的性格とそれの交換価値の自立性が特殊な一商品としてあらわれるということとのあいだの矛盾の発現は、それが貨幣的關係にとらえられた社会の「いっさいの経済的諸關係」に「大革命」をもたらすという視点から注目されている。マルクスは前掲の引用箇所において、そうした例として一六―七世期の貴金屬価値の下落や古代ローマ共和国での銅価値の騰貴が諸階級間の所有關係を変動させ「革命」をもたらしたことに言及しているのである (Gr. S. 877-8. 邦訳 V、九九四―五ページ)。

以上みたところでは、マルクスは問題をたんに貨幣商品たる貴金屬の価値変動にかかわるものとして取扱っているが、このような論理の延長線上に、さらに国民的流通で展開する貨幣の特殊な国民的形態諸規定を媒介として新たな問題領域を開くことができるであろう。

支払手段としての貨幣の規定が、その論理展開において、国民的流通を場としてなされるものであることはすでに述べたとおりである。ところでマルクスは、このような論理展開に対応するかのようには、歴史的に支払手段としての貨幣の機能規定が国民的流通で権力的に促進された関係、ならびにその規定が権力的干渉の媒体となったことについて次の

ようにいつている。

「絶対君主制は、それ自体すでにブルジョアの富が古い封建諸関係と相容れない段階にまで發展した産物であるが、その勢力範囲のあらゆる場所で行使することができなければならない一般的な権力に照応して、こうした権力の物質的積杆たる一般的等価物、つねに準備のとのった形態での富——この形態では富は特殊地方的な、自然的な、個別的な諸関 \wedge 連 \vee からまったく独立している。——をもつことを必要とする。それは貨幣の形態での富を必要とする。賦役と現物給付との制度は、それらの特殊な性格に於いて、それらの使用にもまた特殊化の性格をあたえる。直接にどんな特殊な使用価値にも転換できるものは、貨幣だけである。だから絶対君主制は、貨幣が一般的支払手段に転化するにさいして、その役割をはたす。こうした転化は、生産物を価値以下で流通させる強制された流通によって、はじめて貫徹される。」(Gr. S. 873. 邦訳 V、九九〇ページ)

ここでいわれているのは、本源的蓄積の促進の必然的な契機としてあらわれる「国家」の作用態様である。そうした「国家」規定は、小論でこれまで論じてきたブルジョア国家の単純流通に対応して措定された第一次的・抽象的規定とは異なつて、すでに社会を構成する諸階級を内容としてもち、その対抗する諸階級間の関係に作用するということを権力的干渉のうちに秘めているものにはかならない。その意味ではたんに歴史的には先行するが、論理的にはより高次の規定性にあるものとして考えなければならない。だがここでは、商品流通の展開に対応して貨幣が支払手段という機能規定においてあらわれることを前提して、そうした国家が、その強力的干渉を媒介するものとして貨幣を一般的支払手段としての貨幣の機能規定で、その領域内に滲透させていくという関係がのべられていることに注目したい。したがって、さきの貴金屬の価値変動が諸階級の所有関係を変動させたことをいうためには、右の引用にいわれている絶対君主制のも

とで促進された「賦役と現物給付との制度」の「貨幣形態への転化」、「貨幣租税」の一般化、すなわち貨幣が商品流通の部分をこえて「契約の一般的商品」——一般的支払手段になるという関係があたえられていることが必要な条件である。マルクスによって支払手段としての貨幣の機能規定の社会的作用としてのべられているのはこのようなことである。

しかしながら、われわれはマルクスがあたえた論理展開の方法によって支払手段の機能規定と貨幣の国民的形態諸規定との関連を続いて取りあげることができようであろう。すでにのべたように、独立に対象とされている支払手段の規定は国民的流通におけるそれである。それは論理的に流通手段の形態規定を前提として展開された。さらに流通手段は価値尺度としての規定を先行させていた。商品流通で商品が貨幣と関係しあう秩序によるものである。貨幣流通への国家の干渉は、価値尺度としての貨幣の機能規定に関連して国民的な価格の尺度標準、したがって国民的計算貨幣を、流通手段については、鑄貨形態から価値章標にいたる特殊化された国民的形態を措定せしめたのである。ところが、支払手段としての貨幣の規定は、流通手段としての形態規定を前提として展開されており、そのかぎりでは、基本的に右のような貨幣の国民的形態諸規定との関連、それにより媒介された形態は取りあげられず、「第三規定」での貨幣としての形態規定、価値の自立的姿態なることが強調されたわけである。ただ『資本論』において、貨幣としての貨幣——「第三規定」での貨幣の機能諸規定のうちに、使用価値としての商品にたいしての価値の自立的姿態の固定が「代理者」によってはたされうるものがあることが示唆されていたにとどまる。すでに指摘しておいたところである。このことが「貨幣蓄蔵の諸形態」にかんしてどのような意味と限定性において妥当するか、ということとは若干のべておいた。だからここではまず支払手段の規定にかかわる問題にかぎり、両者に共通な問題領域はそれとに取りあげることにしよう。

こうした規定が国民的流通での貨幣の機能規定、存在様式にのみ固有にいわれうるものであることはすでに明らかである。支払手段としての貨幣の規定は国民的な流通過程内部における価値の自立的姿態である。したがって論理的には貨幣の国民的形態諸規定によって媒介された形態の問題は、商品流通の連続性に立脚して支払手段としての機能規定においてあらわれると考えるべきであろう。前述のように、商品流通の連続性を基礎として形成される債権債務の連鎖があたえられておれば、貨幣は支払いの連鎖を辿って支払手段として流通する。こうした流通する支払手段としての貨幣に代位流通するものとしては、これまでの叙述によっても、流通手段の形態規定においてあたえられた国民的鑄貨形態を出発点として指定される価値章標、ならびに支払手段の機能規定そのものに立脚する商業手形、商業貨幣にはじまる信用貨幣に容易に想到しうるであろう。ちなみに、後者の最高の発展形態は中央銀行信用貨幣であり、それがあたえられることによって国民的流通での流通金貨幣の代位は完成する。ところで、国民的流通での支払手段としての貨幣の機能規定が右のような「代理者」によってはたされるようになれば、当然支払準備金そのものも個人、商品生産者それぞれの立場からすれば、そのような「代理者」によって十分はたされうることになると考えてよい。支払準備金は、本来、次のように規定されていた。『批判』の叙述をかりよう。

支払準備金の形成は、「もはや、貨幣蓄蔵のばあいのように流通自体にとつての外的な活動としても、また鑄貨準備のばあいのように鑄貨のただ技術上の停滞としても、あらわれない。むしろ貨幣が、将来の一定の支払期日に手もとにあるように、徐々に蓄積されなければならないのである。だから、金持になるという意味での抽象的形態の貨幣蓄蔵は、ブルジョアの生産の發達とともに減少するのに、交換過程によつて直接に必要とされるこの貨幣蓄蔵は増加す。と
いうよりむしろ、一般に商品流通の領域内で形成される蓄蔵貨幣の一部分は、支払手段の準備金として吸収される。」

(Kritik, S. 157. 国民文庫 一八三ページ、傍点引用者。)

この一節に示されるように、支払手段のための準備金は、前述した「貨幣蓄蔵の近代的諸形態」に属するものとして、「本来の貨幣蓄蔵」から区別されるときにも、「鑄貨準備」からも区別されている。支払手段が流通過程の内部における価値の自立的姿態であるがゆえに、支払準備金も価値の自立的姿態という本来の貨幣でなければならぬのである。ところが、さきのように、国民的流通での支払手段としての貨幣の機能規定が、価値章標や信用貨幣によって代理されうるとすれば、この「交換過程によって直接に必要とされる」支払準備金もそうしたものによって代理されうるといつかえないであろう。だがそれはあくまでも各個人の立場でのみそういえるにすぎないのであって、支払準備金が貨幣蓄蔵の一形態として社会的にもつ流通必要量の「貯水池」の機能規定は欠落するといわなければならないであろう。ここでは貨幣蓄蔵の媒介された形態のばあいにもつられる機能諸規定の分裂、したがって個別的視点と社会的国民的流通視点からの規定のくい違いの端緒をみることができる。以上のような代理を可能ならしめるものは、いうまでもなくますます商品流通を形成する個人相互のあいだの信認にはかならないのである。

しかしながら、国民的流通の領域内での「第三規定」での貨幣の「代理者」による媒介された諸形態の問題は以上につきるものではない。支払手段としての貨幣の機能規定にもついで形成される貨幣請求権 \parallel 債権の蓄積形態にかかわる問題がまだ論じられるべくのことである。それは貨幣蓄蔵が本来内包していた価値の抽象的形態での保持という機能規定が分裂せしめられ止揚される形態であった。かかる貨幣請求権は、それが国民的な価格の尺度標準を前提としてあたえられる国民的計算貨幣によってその内容が表示されるという意味において、やはり貨幣の特殊化された国民的形態によって媒介されている。そうした意味でその機能は限定をうけざるをえない。国民的貨幣名で示されたその内容の本

来の貨幣との関係が問題とならざるをえないのである。たんなる流通手段の価値章標による代位については、商品とそれの同時的対立、相互的譲渡が行なわれるわけであるから問題はない。支払手段としての規定においては、債権の形成とその支払いの時間的分離が必然であるためそうした新しい問題が提示されざるをえないのである。

もろもろの貨幣請求権＝債権が価値の抽象的形態での保持という機能をはたしうるためには、そうした債権が形成されたときの金属内容と、それが支払われるばあいの金属内容との同一性がなければならぬであろう。そしてその条件は、貨幣の国民的形態規定としての価格の尺度標準を形成する国民的貨幣単位の金属内容が、両時点において同一に維持されていることである。もし両時点において金属内容が変更せしめられておれば、こうした貨幣請求権は価値の抽象的形態での保持という機能を十分にはたしたとはいえないことになる。したがって本位鑄貨の摩耗によるその金属内容の滅失、国家紙幣＝価値章標や不換銀行券の流通必要量をこえる流通過程への滞流によって惹き起されるところの、法定の価格の尺度標準とは異なる事実上の尺度標準への移行、すなわちインフレーションによる国民的貨幣単位の代表する金属内容の減少は、右の貨幣請求権の価値保持の機能を阻害する決定的要因としてあらわれることになる。だからインフレーションの社会的作用としては、たんに価格変動だけでなく、右のようなすでに形成されている貨幣請求権の金属内容の変更を媒介として発現する諸階層間における所有関係への変動作用が強調されなければならないことは、もはや指摘するまでもないことであろう。

このようにみてくれば、国家の国民的な価格の尺度標準の確定性を保證する諸措置は、価値の抽象的形態の保持の様式としての貨幣請求権すなわち債権の内容を保證し、所有関係の安定性を維持するという意味できわめて重要である。単純流通の段階で流通手段の形態規定のさいに商品交換の等価関係に対応し、それを保證するものとしてあらわれたら

ルジョア国家の第一次的・抽象の規定は、ここではさらに支払手段としての貨幣の規定に対応してその領域内における私的債権を保証するという規定をつけ加えたわけである。そうした国家の第一次的・抽象の規定は、「ブルジョア社会の総括」として、すなわち、ブルジョア社会を構成するいっさいの生産諸関係の自己外化として指定される経済学批判体系上の「国家」のうちに止揚され、それを構成する一つの契機として保持されるにいたるものである。国家の権力的強制の志向するところは、一言にしていえば、ブルジョアの再生産機構の維持、確保にほかならない。それは資本にたいする賃労働のその対極的配置とともに、商品交換——資本と賃労働とのあいだの交換をも含めて——の等価交換、さらに債権内容を保証するための諸措置として具体化されてくる。貨幣制度上の立法は後者に属することはいうまでもない。

ところで、ブルジョア国家の権力的強制の志向するところが、社会的再生産機構の維持、確保であるとすれば、国民的領域内で法制的には等価交換および債権内容の保証という私的所有制にかかわる諸規制を形式的には保持しながら、実質的にはインフレーションなどにより価格の尺度標準の変更をもたらし、価格、債権内容の変動を媒介として再生産機構の維持、確保をはかるといふ事態も考えることができるであろう。貨幣制度はこのばあいにはそうした体制を実現するもっとも一般的な槓杆である。資本の本源の蓄積の段階においては、貨幣制度への干渉が、公信用との関連での信用制度の機能とともに、貨幣形態での資本家的富の集中とその対極への賃労働の配置を実現する有力な槓杆としてあらわれたことは周知のことである。われわれは貨幣制度としての中央銀行における兌換制の停止——国民的な価格の尺度標準の確定性の保証の廃棄——とともにまたそうした歴史的段階に立ちいたっている。ブルジョアの再生産機構の維持、確保のためには、インフレーションによる債権の実質的内容の変更にもとづく階級間における、あるいは資本家相互間における所有関係の変動が、物価変動とともに、重要な意義をもつことになるであろう。しかしながら、ブルジョアの生

産様式は商品交換を離脱することはできない。そのかぎりにおいては、国民的領域内では、債権内容の保証は国民的計算貨幣名での契約金額と支払い金額との同一性として形式的にはなお存続せざるをえない。それからの完全な離脱は不可能である。

こうした問題のこれ以上の展開は貨幣論の段階をこえるものである。その具体的展開のためには、そうした国家の貨幣制度への、直接的なあるいは間接的な干渉を必然化する諸契機が、資本の運動態様のうちに求められなければならないからである。小論では、また貨幣が、その本来の「第三規定」であらわれていたばあいのその機能諸規定が、国民的流通の領域内で「代理者」によってはたされる態様と、そのさい貨幣の国民的形態を媒介規定としていることに由来する「代理」機能の限定性を指摘しておくだけに止めざるをえない。

九　む　す　び

以上の蓄蔵貨幣と支払手段としての貨幣にかんする考察をもって、稿を重ねてきた『要綱』を中心とした貨幣論Ⅱ貨幣の形態諸規定についての検討を一応おえることにしたい。小論で一貫して強調してきたのは、まず第一に、貨幣の形態諸規定は、諸個人Ⅱ商品生産者が商品の生産と交換において必然的にとり結ばざるをえない社会的関係の「結晶化」したものととして取扱うべきだ、とするマルクスの方法を追跡することであった。この点は改めて指摘するまでもないが、さらに『要綱』からの叙述を掲げておこう。

「実際には、貨幣が価値の測定具として、流通手段として、また貨幣そのものとしてあらわれるいっさいの諸規定は、諸個人が総生産に参加し、または社会的生産としての彼ら自身の生産に関するところのさまざまの関係を〔表〕現

しているにすぎない。しかし諸個人相互間のこうした関連は、物の社会的関連としてあらわれる。」(Gr. SS. 888 f. 邦訳 V、一〇〇六〜七ページ)

ところで強調点の第二は、貨幣の形態諸規定に対応して、国民的流通——国家と、世界市場の単純流通段階に照応する抽象の規定があたえられているということであった。それは、第一にのべた方法にしたがって、一般的流通—商品交換としてしかそこで物質代謝があらわれない世界市場と、「社会的物質代謝」が、前者での商品交換と区別されて、不断に更新する連続的な商品流通としてあらわれることをその形成の基礎とする国民的流通——国内市場との態様の違いが、世界貨幣、それとの対比において、価値尺度、流通手段、さらに「第三規定」での貨幣に属するものではあるが、国民的流通の領域内で流通手段を前提としてなされた支払手段、あるいはまた蓄蔵貨幣といった諸規定の展開を媒介するものとして示されていたことである。そして国民的流通に対応してあたえられた国家の第一次的・抽象的规定が、右の諸規定に立脚する国民的な価格の尺度標準、鑄貨形態にはじまる特殊化された国民的形態規定を現実化する媒介規定として提示されたのである。こうした点についてはもはやくりかえすまでもないであろう。

のこされた問題は、貨幣論の展開に対応して単純流通の次元であたえられた国民的流通——国家と世界市場の端緒的规定が経済学の上向過程においてもつ方法上の意義を明らかにすることと、諸範疇——とくに資本の形態と運動態様の展開を媒介として、右の抽象的な市場規定に具体的内容をあたえていくことであろう。いわゆる「資本の文明化作用」に示されるところの、資本のそれに立脚する生産とそれに対応する生産様式を普遍的に展開していく傾向、すなわち「世界市場を創造しようとする傾向は、直接に資本自体の概念のうちにあたえられている」(Gr. S. 311. 邦訳 II、三三六ページ) ことである。単純流通の段階で示された価値の普遍的展開と貨幣、商品形態での世界市場の統一性は、この資本の

創造にかかるものであった。こうした資本が物質代謝を行なう一般的市場という意味での世界市場は、資本の諸形態と運動態様の展開にさいしては一般的に想定されている。しかしながら、こうした資本は民族国家をその基盤として生成し、その民族的基礎の上に賃労働を創出してきたのである。したがって、そこでの自然的基礎の上に、さらに資本と賃労働の対抗関係を媒介としてあたえられる資本の形態規定の各段階に対応する、労働の生産性、賃金、剰余価値率、利潤率、利率などの国民的同一性と国際的相違は、国民経済の社会的再生産過程としての統一性の内容と、その世界市場からの異質性を内容づける諸契機としてあらわれることになる。一国の諸資本を「国民的資本」(Gr. S. 918. 邦訳 V、一〇三九ページ)として総括すること、あるいは世界市場での現実的競争を「諸国民間での競争」(Gr. S. 429. 邦訳 III、四六七ページ)と規定することなどに右の点はあらわれてくる。マルクスの国民的市場、世界市場の取扱いは、以上の二面において利子生み資本にまでいたる資本の形態、運動態様の展開に対応して、その内容を豊富化されていくのである。のこされた問題はすでに展開されたものにくらべて圧倒的に巨大かつ困難である。さらに稿を改めてそれらへの接近をこころみたい。

— 完 —